

教科書の無償配布について

文部科学省では、海外に在住する義務教育学齢期の児童・生徒を対象に、大使館・総領事館を通して日本の教科書を無償で配布しています。当館で教科書の配布を希望される方は、以下の要領でお申込みください。

なお、日本から海外に移転される方は、必ず日本出国前に(財)海外子女教育振興財団 (<http://www.joes.or.jp/kyokasho/index.html>) にご連絡の上、教科書を入手して渡航してください。

1 配布対象

配布対象は、原則、ルクセンブルク国内に長期滞在し、日本国籍を有する、学齢期(小学一年生から中学三年生)の児童・生徒となります。

日本国籍の永住者は原則として対象となりませんが、永住査証を取得しており、本来は永住者に分類されるとしても、将来日本の中学、高等学校などへの進学又は日本で就労する意思を持つ義務教育学齢期の児童・生徒は配布を受けられます。

補習授業校に在籍している児童・生徒は、学校を通じて教科書の配布を受けられますので、申込みの必要はありません。

また、申請に際しては、《在留届》が提出済みであることが必要です。未提出の場合は、その場でご提出願います。

2 配布教科書

該当学年の1セットのみ

3 申し込み方法・期限

申込み締切り期限までに、電話、ファックス又はメールにて当館にお申込みください。

(1) 申し込み先: 在ルクセンブルク日本国大使館
62, Avenue de la Faïencerie, L-1510 Luxembourg,

E-mail: embjapan@lx.mofa.go.jp

代表電話: 4641511

Fax: 464176

(2) 申込書提出期限

●翌年度前期分: 9月末、

●後期分: 4月末

(3) 各期限後の教科書追加送付申請について

上記申込み時期に申請手続きができなかった場合でも、当館を通して海外子女教育振興財団へ追加送付申請をすることにより、教科書を無償で受け取ることができます。追加送付申請をご希望される場合は、当館領事部までご連絡下さい。

申請書が外務省を通じて財団に届き次第、財団より教科書送付に関する連絡がメール又はファックスで申請者宛に届きます。追加送付申請の場合は、財団での手数料(1000円)と日本からの送料は申請者負担となります。送料の詳細など申込み前にお知りになりたい方は、財団へ直接お問合せください。

連絡先： 海外子女教育振興財団情報サービスチーム

Tel. 03-4330-1349

Fax 03-4330-1355

<http://www.joes.or.jp/index.html>

4 配布時期

配布時期は、小学生用は3月半ば～4月初(前期用)、8月末～9月初(後期用)の年2回、中学生用は3月半ば～4月初の年1回。

5 配布方法

補習授業校に在籍の方は、補習授業校でお渡しします。それ以外の方については、当館窓口にて直接お渡しします。